

新型コロナウイルス感染症を踏まえた厚生労働省所管統計調査の対応について

- 厚生労働省が所管する基幹統計調査については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、下表の措置を講じている。
- また、一般統計調査においても主に以下の措置を講じている。
(実施時期の繰下げ、提出期限の延長、郵送・オンラインの導入、公表時期の繰下げなど)
- 統計調査は社会・経済の実態を捉えるために重要なものであり、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、引き続き、その適切な実施に努めてまいりたい。

(令和2年8月31日時点)

名称	対応状況
人口動態調査	保健所及び市区町村に対する調査票の不備や疑義に係る照会などの縮小及び延期(令和2年4～6月)
国民生活基礎調査	令和2年国民生活基礎調査を中止 (社会保障・人口問題基本調査など令和2年に予定していた後続調査については実施しない)
医療施設調査	国への提出期限と公表時期を4か月延期(調査日は令和2年10月1日)
患者調査	国への提出期限と公表時期を4か月延期(調査日は令和2年9月中及び10月下旬)
毎月勤労統計調査	・調査員調査による令和2年毎月勤労統計調査(特別調査)を中止(代替調査として小規模事業所勤労統計調査という一般統計調査を郵送及びオンラインにて実施予定) ・常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまでの調査員調査及びオンライン調査に加え、郵送方式を併用